⑮　地域医療連携体制

（ⅰ）・（ⅱ）　（略）

（削る）

（ⅲ）　（略）

⑯　（略）

ロ　診療所

（1）～（14）　（略）

（15）　地域医療連携体制

（ⅰ）　（略）

（削る）

（ⅱ）　（略）

（16）　（略）

ハ・ニ　（略）

第三　（略）

第四　かかりつけ医機能に関する事項（かかりつけ医機能報告対象病院等に限る。）　別表第八第二の項、第四の項及び第六の項（同項第五号に掲げる事項を除く。）に掲げる事項

第五　（略）

別表第七（第三十条の三十関係）　（略）

別表第八（第三十条の三十三の十五関係）

第一　法第三十条の十八の四第一項第一号に規定する厚生労働省令で定めるもの　病院又は診療所が有する、継続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療を行うとともに、当該継続的な医療を要する者に対する日常的な診療において、当該継続的な医療を要する者の生活状況を把握し、適切な診療及び保健指導を行い、また、当該病院又は診療所が有する専門性を超えるため適切な診療及び保健指導を行うことができない場合には、地域の医師、医療機関その他の関係者の協力を得て解決方法を提示する機能

第二　法第三十条の十八の四第一項第一号に規定する機能の有無及びその内容に関する事項

一　第一に規定する機能の有無及び次号から第六号までに掲げる事項の院内掲示による公表の有無

二　かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無

三　医療従事者のうち厚生労働大臣が定めるものの有無

四　厚生労働大臣が定める診療領域ごとの一次診療の対応の有無

五　一次診療において対応することができる疾患等として厚生労働大臣が定めるもの

六　医療に関する患者からの相談（継続的な医療を要する者への継続的な相談を含む。）に応じることができること

七　医療従事者のうち厚生労働大臣が定めるものの人員数

八　情報基盤として厚生労働大臣が定めるものを活用する体制の有無

九　情報基盤として厚生労働大臣が定めるものを活用した服薬の一元的な管理の実施状況

第三　法第三十条の十八の四第一項第二号に規定する厚生労働省令で定めるもの

一　法第三十条の十八の四第一項第二号イに規定する機能　通常の診療時間以外の時間に診療を行う機能（他の病院又は診療所と相互に連携して確保する場合を含む。）

⑮　地域医療連携体制

（ⅰ）・（ⅱ）　（略）

（ⅲ）　身近な地域における日常的な医療の提供や健康管理に関する相談等を行う医療機関の機能として厚生労働大臣が定めるもの（以下「かかりつけ医機能」という。）

（ⅳ）　（略）

⑯　（略）

ロ　診療所

（1）～（14）　（略）

（15）　地域医療連携体制

（ⅰ）　（略）

（ⅱ）　かかりつけ医機能

（ⅲ）　（略）

（16）　（略）

ハ・ニ　（略）

第三　（略）

（新設）

第四　（略）

別表第七（第三十条の三十関係）　（略）

（新設）